



海老名市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 16 日

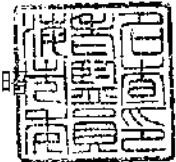
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 晴



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市長室 シティプロモーション課
- 2 監査の実施日 令和8年3月24日
- 3 監査結果の公表日 令和8年3月30日(海老名市監査委員告示第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例第1条の規定により、その他の本市の収入を納期限までに完納しない者があるときは、市長は納期限後の20日以内に督促状を発しなければならないとあるが、有料広告料について納付期限後20日経過後、督促状の発送をしていないものが1件あった。	納入通知書の納期限があることを念頭に入金状況の定期的な確認を行います。また、毎月の歳入予算整理簿において収入済額の内訳を必ず確認し、収入未済があるものは相手先へ完納しているか否かの確認を行います。そのほか、納期限までに入金がない場合には広告掲載の決定を取消し、未納が生じないよう対応します。